

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 8 年 3 月

総 務 課  
自殺対策推進室

# 目 次

## 重点事項

第1 自殺対策の推進について	
1 自殺の現状について	1
2 自殺対策について	3

## 参考資料

1 自殺対策の推進について	14
2 自殺者数の年次推移等	14
3 小中高生の自殺者における自殺未遂歴	18
4 都道府県別、小中高生別、性別の自殺者数(令和4年～令和6年の累計)	18
5 第4次「自殺総合対策大綱」	19
6 こどもの自殺対策緊急強化プラン	21
7 こどもの自殺対策の推進のために(関係大臣連名メッセージ)	22
8 自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要(令和7年6月11日公布)	23
9 こどもの自殺対策推進パッケージ	23
10 自殺対策関係予算の概要	24
11 地域自殺対策強化交付金	24
12 こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入及び相談体制等の強化	25
13 こども・若者の自殺危機対応チーム事業	25
14 自殺対策に関する調査研究等の推進	28
15 地域における自殺防止対策の強化(令和7年度補正予算)	29
16 ゲートキーパーの推進について	29
17 自殺報道への対応(WHO自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の要請)	30
18 令和7年度 自殺対策強化月間における広報の取組	31
19 厚生労働省ホームページ「まもろうよ こころ」	31
20 支援情報検索サイトの利用方法	32

# 重 点 事 项

# 第 1 自殺対策の推進について

## 1 自殺の現状について

### (1) 自殺の概況

自殺対策基本法が成立した平成 18 年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は 38%減、女性は 35%減となっており、これまでの取組に一定の効果があつたと考えられる。(平成 18 年:32,155 人→令和元年:20,169 人)

自殺者数は依然として約 2 万人で推移しており、令和 7 年(※)は、暫定値ではあるが、総数としては、19,097 人で前年から 1,223 人減少と統計開始(1978(昭和 53)年)以降最少の数値となっている。男女別では、男性は 13,117 人で対前年差 684 人減と 2 年連続の減少となり、女性は 5,980 人で対前年差 539 人減と 3 年連続の減少となっている。

一方で、小中高生の自殺者数は 532 人と、統計のある 1980 年(昭和 55)年以降、最多の数値となっている。内訳としては小学生 10 人、中学生 170 人、高校生 352 人となっている。

※ 令和 8 年 1 月 29 日時点

令和 7 年(暫定値) 19,097 人、令和 6 年(確定値) 20,320 人

・うち男性 13,117 人(対前年差 -684 人)

・うち女性 5,980 人(対前年差 -539 人)

### (2) 自殺対策の状況

厚生労働省では、

- ・自殺を考えている方に対する相談体制の拡充、
- ・やむを得ず職を失った方へのきめ細かな就労支援、生活資金でお悩みの方への支援

などを行うとともに、

- ・地域の保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関のネットワークの構築等をはじめ、地域における自殺対策の取組

を推進している。引き続き、各都道府県におかれては、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策への更なる取組をお願いしたい。

また、自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め（第13条）、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する（第14条）とされており、地域自殺対策強化交付金の交付に当たり自殺総合対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。

地方公共団体は、後述する第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）や地域の実情等を踏まえ、既存の計画の見直しを行っていただきたい。

なお、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いしたい。

### **（3）改正自殺対策基本法の施行**

こどもの自殺者数の増加傾向が続くという極めて深刻な状況等に対処するため、令和7年6月に自殺対策基本法が改正され、この改正法に基づき、関係省庁・自治体・民間団体等が一丸となって、こどもを含む自殺対策を更に推進していく必要がある。

改正自殺対策基本法は、一部の規定を除き、令和7年12月1日に施行されたところ。また、令和8年4月1日施行に向け、主な改正事項であるこどもの自殺対策に関する協議会（法第23条）について、昨年12月に「改正自殺対策基本法に基づく協議会設置に向けた自治体担当者会議」を開催したところ。本担当者会議での説明や資料を参考に、協議会設置に向けた検討を進めていただくようお願いする。現在、こども家庭庁を中心に、協議会に関するガイドラインを作成しているため、準備ができ次第情報提供する。

また、こどもの自殺対策の実施にあたっては、様々な機関や団体に関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により連動性を持って取り組む必要があるところ、各種施策を取りまとめた「こどもの自殺対策推進パッケージ」も参考にしながら、各種取組の推進をお願いする。

## 2 自殺対策について

### (1) 第4次自殺総合対策大綱

本大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、子ども・若者、女性の自殺対策の強化など以下の4つの柱について重点的に取り組むこととされている。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

なお、本大綱では、これまでの大綱に位置づけられていた施策についても継続して位置づけられていることから、総合的な対策を行うことにより自殺者数の約7割を占めている男性（中でも特に中高年層が多い）の自殺防止に向けても、引き続き対策を推進していくことが重要である。

また、本大綱のポイントは、以下のとおりである。

(子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化)

子どもの自殺等の事案について詳細な調査や分析を進めることや、子どもの自殺危機に対応していくチームとして関係者（学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関や地域の支援者等）が連携する仕組み等の構築、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進、長期休業明け前後に子どもの自殺が多い傾向にあることから学校の長期休業時の自殺予防強化、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を進めるほか、こども家庭庁と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制の整備をすることとしている。

#### (女性に対する支援の強化)

コロナ禍における女性の自殺者数の増加を踏まえ、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策及び困難な問題を抱える女性への支援について「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化することとしている。

#### (地域自殺対策の取組強化)

地方自治体は国民一人ひとりの身近な行政主体として、各地域における各主体の緊密な連携により自殺対策を推進していく必要があることから、地方自治体は地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援や、自殺対策の中核機関となる地域自殺対策推進センターの機能強化を行うこととしている。

#### (総合的な自殺対策の更なる推進・強化)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進するほか、国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって、これまで取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化を行うこととしている。

具体的には、「孤独・孤立対策等との連携」、「自殺者や親族等の名誉等」、「ゲートキーパー普及」、「SNS相談体制充実」、「精神科医療との連携」、「自殺未遂者支援」、「勤務問題」、「遺族支援」、「性的マイノリティ支援」、「誹謗中傷対策」、「自殺報道対策」、「調査研究」、「国際的情報発信」などの取組を更に推進していく。

#### (自殺対策の数値目標)

第3次及び第4次大綱では、当面の目標としてG7の現在の自殺死亡率の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年(18.5)と比べて30%以上減少(13.0以下)させることとしている。なお、令和6年の自殺死亡率は16.3となっている。(令和7年暫定値における自殺死亡率は15.4)

このように、本大綱は、これまでの取組の充実に加え、新たな課題への対応を盛り込んだものとなっている。本大綱を踏まえて、各都道府県、市町村の地域自殺対策計画にも反映し、関係機関、関係団体との連携を更に深めながら、地域の実情に応じた効果的な取組を実施していくことが重要となる。

※自殺総合対策大綱について（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou\\_r041014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html)

（自殺総合対策大綱の見直し）

現在の第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目処に見直しを行うこととされており、令和9年度の見直しに向けて、令和8年度より検討を開始する予定である。

## **（2）こどもの自殺対策緊急強化プラン**

令和4年に小中高生の自殺者数が過去最多となったことなどを踏まえて、令和5年6月2日には、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられた。

本プランにおいては、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を全ての都道府県・指定都市で設置すること等が盛り込まれている。

## **（3）各種予算事業の実施**

令和7年度補正予算では、現状、自殺者数の総数が依然として高い水準で推移していることや、小中高生の自殺者数が過去最多となっている深刻な状況を踏まえ、「地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援」に係る経費を計上しているため、本事業に積極的に取り組むことを願います。

また、令和8年度予算案では、悩みや不安を抱えている人が少しでも相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤル

の利用も可能（※通年ではなく、期間を限定した実施を予定）とするとともに、自治体における相談体制等の強化を行う「こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入及び相談体制等の強化」に係る経費を計上している。詳細については別途連絡する。

このほか、令和8年度予算案では、「こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進」に係る経費を計上している。

「こども・若者の自殺危機対応チーム」については、全ての都道府県・指定都市での設置を目指しており、令和7年度時点では24自治体において実施している。未設置の都道府県・指定都市においては、積極的に設置をお願いする。

**【令和5年度】令和5年度当初予算**

支援自治体数：4自治体（令和5年度交付決定ベース）

⇒ 長野県、福井県、大阪府、静岡市

**【令和6年度】令和6年度当初予算、令和5年度補正予算（繰越分）**

支援自治体数：16自治体（令和6年度交付決定ベース）

⇒ （上記4自治体に加え）

青森県、宮城県、埼玉県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、大分県、札幌市、名古屋市、北九州市

**【令和7年度】令和6年度補正予算（繰越分）**

支援自治体数：24自治体（令和7年度交付決定ベース）

⇒ （上記16自治体に加え）

福島県、静岡県、熊本県、沖縄県、浜松市、大阪市、堺市、熊本市

また、自殺者の中には自殺未遂歴がある者が一定割合いることから、未遂者支援を通じて自殺の再企図を防ぐことは自殺防止に有用であるため、地域自殺対策強化交付金を活用した「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」等、地域における自殺未遂者に対する支援についても、積極的に実施をお願いする。

#### **(4) 地域レベルでの自殺対策の取組**

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効性の向上のため、PDCA サイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組をお願いしたい。

また、大綱に基づき、地域づくりとして自殺対策を総合的に推進するため、都道府県におかれては市町村に対し、専任職員の配置や専任部署の設置がされるよう働きかけをお願いする。

<参考> 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）抜粋

##### 第3 自殺総合対策の基本方針

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

##### <地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

（中略）

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

#### **(5) 自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援**

令和2年2月に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）を厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、同年4月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担って

おり、JSCPにおいて各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置しているので引き続き活用をお願いしたい。

## **(6) SNS地域連携包括支援事業**

令和3年度より、厚生労働省において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し（特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク）、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一貫した包括的支援体制を構築しているところである。

また、地方自治体が、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施するために必要な経費を計上している。

SNS相談内容に応じた地域における包括的支援体制を構築し、強化するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

## **(7) ゲートキーパーの普及に向けた取組の推進**

第4次自殺総合対策大綱においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。（主な内容の抜粋。下線は拡充部分）

- ・ ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
- ・ 自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- ・ 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。

- ・ 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。

このため、令和5年度以降、厚生労働省において全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、全国の自治体におけるゲートキーパー養成研修の促進、更にゲートキーパーになった後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を拡充していくこととしている。

特に、令和5年度からは、地方自治体によるゲートキーパー養成のより一層の推進を図るために、地域自殺対策強化交付金の交付率を1/2から2/3に引き上げたことから、これまで養成を実施していない自治体についても、交付金を活用した研修の開催について検討をお願いします。

また、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニング」の受講勧奨について、引き続き、ご配慮をお願いします。

なお、令和5年度及び令和6年度ゲートキーパー普及に向けた調査研究事業において、ゲートキーパー養成研修用テキスト及びゲートキーパー養成研修用動画を厚生労働省ホームページ（まもろうよ ところ）にて公開しているので、活用をお願いします。

また、令和7年度においても、同事業を実施しており、追って掲載予定となっている。

#### （参考）令和8年度ゲートキーパー関係予算（案）

##### （1）ゲートキーパー普及に向けた調査研究事業（実施主体：国（委託事業））

- ・ 様々な分野におけるゲートキーパーに関する調査研究や、ゲートキーパーの研修テキスト等の作成等を実施予定。

##### （2）ゲートキーパー養成事業

- ・ 同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施（地方自治体向け、交付率2/3）。

## **(8) 自殺報道ガイドラインの周知について**

メディアによる自殺報道は、その報じ方によっては、自殺を誘発する可能性があり、特に著名人の自殺に関する報道は影響が大きいことが世界保健機関（WHO）から指摘されている。JSCPにおける分析でも、令和2年7月、10月及び令和4年5月の自殺者の増加については著名人の自殺報道の影響の可能性があると指摘されている。

WHOでは、メディアが適切な自殺報道を行うよう「Preventing suicide: a resource for media professionals, update 2023」（邦訳「自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2023年版」（「自殺報道ガイドライン」、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター訳）を策定しており、厚生労働省及びJSCPにおいて、自殺報道がなされた際には、必要に応じて、報道関係機関等に対して、自殺報道ガイドラインを踏まえた報道を行うよう要請している。

各自治体におかれても、地域における自殺報道の影響が大きいことが想定される事案には貴管内の報道関係機関等に対し、自殺報道ガイドラインを踏まえた報道を行うよう要請していただくとともに、その他、機会を捉えて周知を図っていただくよう、協力をお願いする。

URL：厚生労働省HP「メディア関係者の方へ」（WHO自殺報道ガイドライン）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/who\\_tebiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/who_tebiki.html)

## **(9) 自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の取組**

毎年、9月10日から16日を自殺予防週間、3月を自殺対策強化月間と定め、全国で相談事業の実施・拡充や集中的な広報・啓発活動を行っており、今年度は以下の取組を実施。

URL：令和7年度の広報の取り組みについて（自殺対策）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/r7\\_torikumi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/r7_torikumi.html)

令和7年度自殺対策強化月間においては、中高年向けのポスターや動画を作成し、早期の相談を呼びかけるとともに、こどもや若者向けにSNSによる情報発信や相談体制を拡充するなど集中的な啓発活動を実施しているた

め、ご協力をお願いします。

また、令和8年度自殺予防週間に向けては、長期休暇明け前後にこども・若者の自殺が増加する傾向を踏まえ、8月1日から自殺防止に向けた啓発活動を実施する予定であるので、ご協力をお願いします。

(参考) 令和7年度自殺対策強化月間の取組について

○関係省庁の連携強化、大臣からの国民への呼びかけ

政府一丸となった自殺対策の推進に向けて、厚生労働大臣から関係閣僚に対して協力を依頼するとともに、関係大臣が連名でメッセージを发出する予定であるので、各自治体においても関係部局が連携の上、地域住民への積極的な啓発活動をお願いします。

○各地域での支援情報の発信について

自殺対策に係る広報ポスター、動画、バナー、リーフレット等を集約して、SNSなどを通じて、支援を必要とする方に相談窓口の情報を届けていくためのページ「広げてみよう支え合い」を令和4年8月に設置していること、また、自殺対策強化月間は、厚生労働省公式X(旧Twitter)やFacebookを集中的に投稿予定であることから、広報、啓発の際は、これらの広報媒体を是非ともご活用いただきたい。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/sasaeai/>

また、厚生労働省ホームページ「まもろうよ ころろ」については、令和7年1月29日に、サイト内に新たに「ころろを落ち着けるためのWeb サイト」のページを作成し、電話やSNSによる相談窓口とともに紹介しているので、改めて、関係部局や関係機関と連携の上、厚生労働省ホームページ「まもろうよ ころろ」の周知をお願いします。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

○支援情報検索サイトの活用

毎年、自殺対策強化月間及び自殺予防週間にあわせて「支援情報検索サイト」への支援情報の登録をお願いしているが、支援が必要としてい

る人が確実に適切な支援にたどり着けるよう、幅広い分野の支援情報の登録をお願いします。なお、自殺対策強化月間及び自殺予防週間以外の期間でも、「支援情報検索サイト」の更新は可能であるので、新たに追加したい支援情報がある場合には自殺対策推進室にご相談いただきたい。

URL：支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/>

## 参 考 资 料

## 5 自殺対策の推進について

### (1) 現状・課題

- 令和6年の自殺者総数は、統計開始以降過去2番目に少ない20,320人となった。一方、小中高生の自殺者数は、増加傾向にあり、令和6年には、過去最多となる529人となった。
- 第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）において、自殺対策の推進のため、取り組むべき施策が位置づけられた。
- 令和5年6月には「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられるとともに、こどもの自殺者数の増加傾向が続くという極めて深刻な状況等に対処するため、令和7年6月に自殺対策基本法を改正。改正法に基づき、こどもを含む自殺対策を更に推進していく必要がある。

### (2) 令和8年度の取組

- 関係省庁、自治体、民間団体等が一丸となり、改正自殺対策基本法の円滑な施行に向けた対応・取組を推進するとともに、第4次自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに掲げる施策を推進。
- 自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」については、令和8年度から次期見直しに向けた検討を始める予定。
- 地域自殺対策強化交付金において、引き続き、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援。
- 全国における「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」の実施、相談体制等の強化、自殺未遂者に対する支援、ゲートキーパー養成の取組等を推進。

### (3) 依頼・連絡事項

- 改正自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、こども関係部局等とも緊密に連携し円滑な施行に向けた対応、「こどもの自殺対策推進パッケージ」も参考にしながら各種取組の推進をお願いします。
- 「こども・若者の自殺危機対応チーム」については、全ての都道府県・指定都市で設置を目指しているため、未設置の都道府県・指定都市においては、積極的に設置をお願いします。※令和7年度：24自治体の実施
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、地域自殺対策強化交付金を活用した「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」等、地域における自殺未遂者に対する支援について、積極的に実施をお願いします。
- 地域自殺対策強化交付金については、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。
- 3月の自殺対策強化月間に向けて、主に中高年男性に相談を呼びかける広報ポスター、広報動画を作成していることから、当該月間における相談事業の強化や普及啓発についてお願いします。
- いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニング」の受講をお願いします。

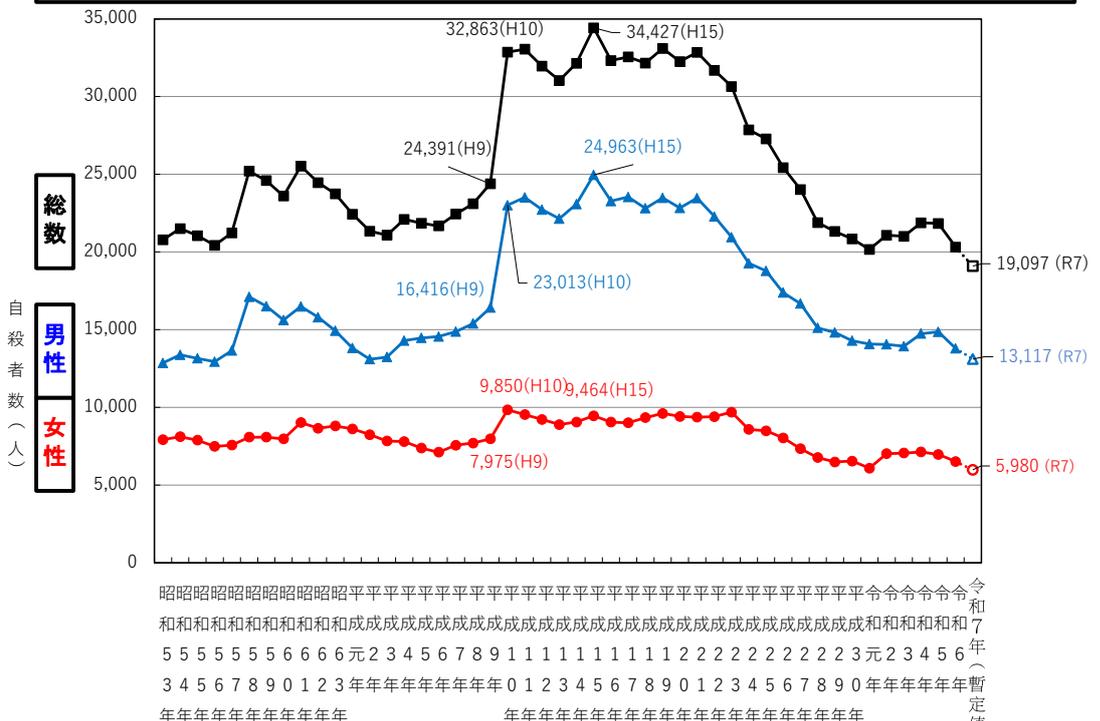


## 【令和7年（暫定値）】自殺者数の年次推移（昭和53年～令和7年）

令和8年1月29日現在

年次別	総数	男性	女性
昭和53年	20,788	12,859	7,929
昭和54年	21,503	13,386	8,117
昭和55年	21,048	13,155	7,893
昭和56年	20,434	12,942	7,492
昭和57年	21,228	13,654	7,574
昭和58年	25,202	17,116	8,086
昭和59年	24,596	16,508	8,088
昭和60年	23,599	15,624	7,975
昭和61年	25,524	16,497	9,027
昭和62年	24,460	15,802	8,658
昭和63年	23,742	14,934	8,808
平成元年	22,436	13,818	8,618
平成2年	21,346	13,102	8,244
平成3年	21,084	13,242	7,842
平成4年	22,104	14,296	7,808
平成5年	21,851	14,468	7,383
平成6年	21,679	14,560	7,119
平成7年	22,445	14,874	7,571
平成8年	23,104	15,393	7,711
平成9年	24,391	16,416	7,975
平成10年	32,863	23,013	9,850
平成11年	33,048	23,512	9,536
平成12年	31,957	22,727	9,230
平成13年	31,042	22,144	8,898
平成14年	32,143	23,080	9,063
平成15年	34,427	24,963	9,464
平成16年	32,325	23,272	9,053
平成17年	32,552	23,540	9,012
平成18年	32,155	22,813	9,342
平成19年	33,093	23,478	9,615
平成20年	32,249	22,831	9,418
平成21年	32,845	23,472	9,373
平成22年	31,690	22,283	9,407
平成23年	30,651	20,955	9,696
平成24年	27,858	19,273	8,585
平成25年	27,283	18,787	8,496
平成26年	25,427	17,386	8,041
平成27年	24,025	16,681	7,344
平成28年	21,897	15,121	6,776
平成29年	21,321	14,826	6,495
平成30年	20,840	14,290	6,550
令和元年	20,169	14,078	6,091
令和2年	21,081	14,055	7,026
令和3年	21,007	13,939	7,068
令和4年	21,881	14,746	7,135
令和5年	21,837	14,862	6,975
令和6年	20,320	13,801	6,519
令和7年（暫定値）	19,097	13,117	5,980

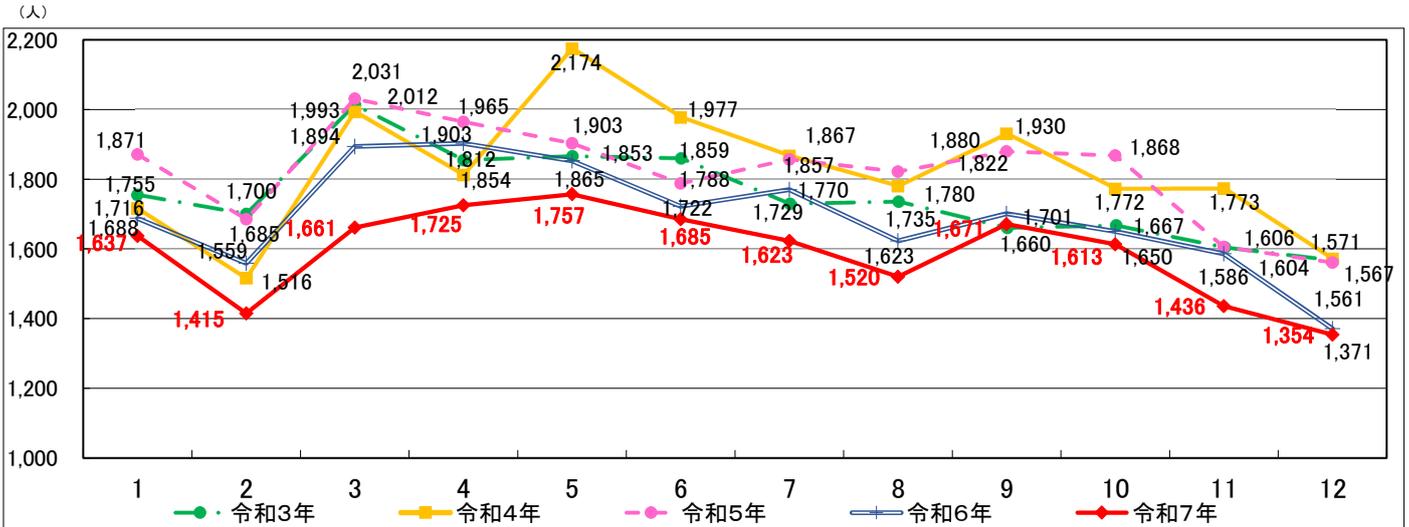
- 令和7年の自殺者数（暫定値）は19,097人と、対前年比1,223人（約5.6%）減となり、統計開始（昭和53年）以降、最少。
- 男女別にみると、男性は2年連続の減少、女性は3年連続の減少。また、男性の自殺者数は、女性の約2.2倍となっている。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

# 【令和7年（暫定値）】自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和8年1月29日現在



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和7年	合計	1,637	1,415	1,661	1,725	1,757	1,685	1,623	1,520	1,671	1,613	1,436	1,354	19,097
	男性	1,102	994	1,167	1,231	1,204	1,151	1,096	1,040	1,132	1,073	1,007	920	13,117
	女性	535	421	494	494	553	534	527	480	539	540	429	434	5,980
令和6年	合計	1,688	1,559	1,894	1,903	1,853	1,722	1,770	1,623	1,701	1,650	1,586	1,371	20,320
	男性	1,141	1,044	1,291	1,317	1,246	1,172	1,187	1,111	1,187	1,138	1,043	924	13,801
	女性	547	515	603	586	607	550	583	512	514	512	543	447	6,519
対前年増減数(月別) (7-6)	総数	-51	-144	-233	-178	-96	-37	-147	-103	-30	-37	-150	-17	-1,223
	男性	-39	-50	-124	-86	-42	-21	-91	-71	-55	-65	-36	-4	-684
	女性	-12	-94	-109	-92	-54	-16	-56	-32	25	28	-114	-13	-539
対前年増減率(月別) (7/6)	総数	-3.0%	-9.2%	-12.3%	-9.4%	-5.2%	-2.1%	-8.3%	-6.3%	-1.8%	-2.2%	-9.5%	-1.2%	-6.0%
	男性	-3.4%	-4.8%	-9.6%	-6.5%	-3.4%	-1.8%	-7.7%	-6.4%	-4.6%	-5.7%	-3.5%	-0.4%	-5.0%
	女性	-2.2%	-18.3%	-18.1%	-15.7%	-8.9%	-2.9%	-9.6%	-6.3%	4.9%	5.5%	-21.0%	-2.9%	-8.3%

※令和6年は確定値、令和7年は暫定値  
資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

## 年齢階級別、職業別、原因・動機別について (令和7年（暫定値）と令和6年（確定値）の比較)

令和8年1月29日現在

### 1. 年齢階級別の比較

(人)

	自殺者数	年齢階級									
		～19歳	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳～	不詳	
令和7年 (暫定値)	総数	19,097	823	2,405	2,282	2,951	3,732	2,388	2,323	2,154	39
	男	13,117	398	1,561	1,610	2,180	2,696	1,692	1,564	1,382	34
	女	5,980	425	844	672	771	1,036	696	759	772	5
令和6年 (確定値)	総数	20,320	800	2,465	2,399	3,214	3,799	2,584	2,685	2,346	28
	男	13,801	370	1,546	1,717	2,366	2,684	1,812	1,799	1,483	24
	女	6,519	430	919	682	848	1,115	772	886	863	4
差	総数	-1,223	23	-60	-117	-263	-67	-196	-362	-192	11
	男	-684	28	15	-107	-186	12	-120	-235	-101	10
	女	-539	-5	-75	-10	-77	-79	-76	-127	-91	1

### 2. 職業別の比較

(人)

	自殺者数	有職者	学生・生徒等	うち			無職者	主婦・主夫	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳	
				小中高生	小学生	中学生							高校生
令和7年 (暫定値)	総数	7,841	1,074	532	10	170	352	9,784	689	1,012	4,942	3,141	398
	男	6,238	573	255	4	76	175	6,005	11	796	3,126	2,072	301
	女	1,603	501	277	6	94	177	3,779	678	216	1,816	1,069	97
令和6年 (確定値)	総数	8,092	1,077	529	15	163	351	10,800	870	1,114	5,492	3,324	351
	男	6,331	591	239	9	64	166	6,604	15	896	3,474	2,219	275
	女	1,761	486	290	6	99	185	4,196	855	218	2,018	1,105	76
差	総数	-251	-3	3	-5	7	1	-1,016	-181	-102	-550	-183	47
	男	-93	-18	16	-5	12	9	-599	-4	-100	-348	-147	26
	女	-158	15	-13	0	-5	-8	-417	-177	-2	-202	-36	21

### 3. 原因・動機別の比較

(件)

	自殺者数	原因・動機							不詳
		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	
令和7年 (暫定値)	総数	4,198	11,293	5,359	2,397	875	519	1,753	1,998
	男	2,636	6,689	4,690	1,991	510	295	1,237	1,492
	女	1,562	4,604	669	406	365	224	516	506
令和6年 (確定値)	総数	4,297	12,029	5,092	2,564	868	572	1,704	1,985
	男	2,643	7,063	4,459	2,146	526	350	1,198	1,479
	女	1,654	4,966	633	418	342	222	506	506
差	総数	-99	-736	267	-167	7	-53	49	13
	男	-7	-374	231	-155	-16	-55	39	13
	女	-92	-362	36	-12	23	2	10	0

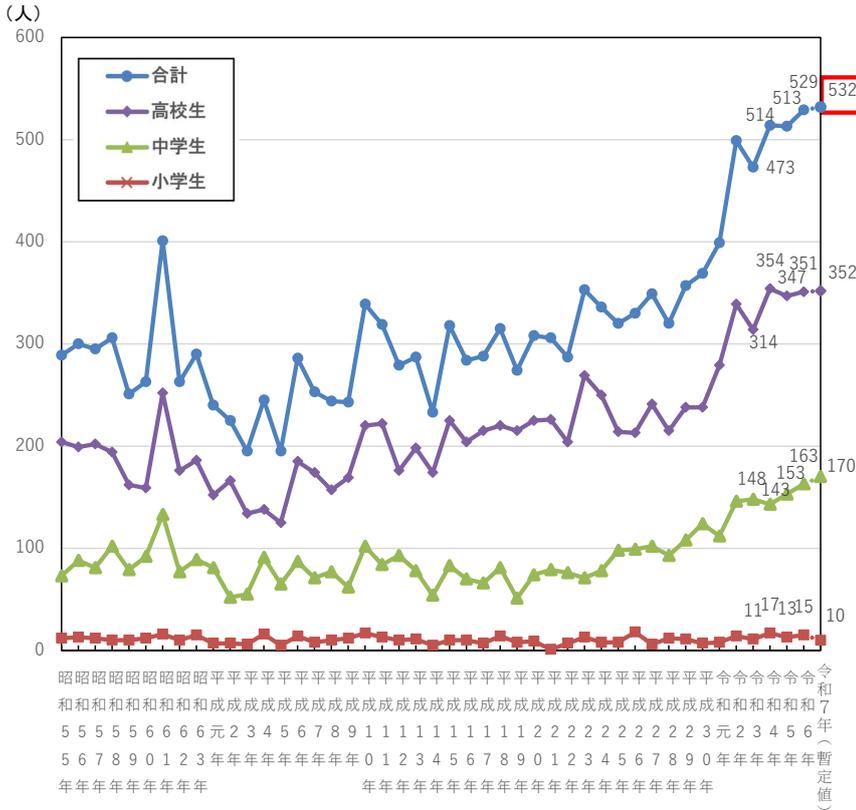
※自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能である。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

# 【令和7年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次推移

令和8年1月29日現在

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和7年（暫定値）では532人と、統計のある1980（昭和55）年以降で最多となっている。



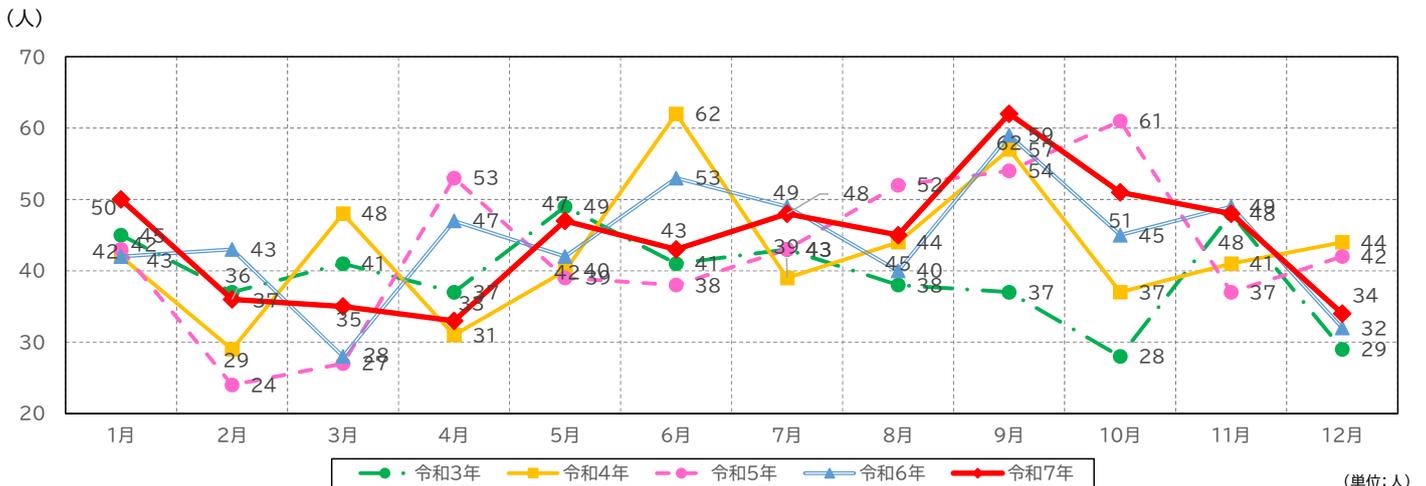
【令和6年、令和7年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次比較

	令和6年	令和7年（暫定値）	対前年増減数（R7-R6）
合計	529人	532人	3
小学生	15人	10人	-5
中学生	163人	170人	7
高校生	351人	352人	1

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

# 【令和7年（暫定値）】小中高生の自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和8年1月29日現在



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和7年	小中高生計	50	36	35	33	47	43	48	45	62	51	48	34	532
	うち小学生	1	0	0	1	2	2	1	1	0	0	1	1	10
	うち中学生	10	13	12	8	14	13	11	16	22	19	21	11	170
	うち高校生	39	23	23	24	31	28	36	28	40	32	26	22	352
令和6年	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529
	うち小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15
	うち中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163
	うち高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	42	32	33	21	351
対前年増減数(月別) (7-6)	小中高生計	8	-7	7	-14	5	-10	-1	5	3	6	-1	2	3
	うち小学生	-4	0	0	0	1	2	0	1	-4	-1	0	0	-5
	うち中学生	-8	-1	2	-8	1	-2	-6	6	9	7	6	1	7
	うち高校生	20	-6	5	-6	3	-10	5	-2	-2	0	-7	1	1
対前年増減率(月別) (7/6)	小中高生計	19.0%	-16.3%	25.0%	-29.8%	11.9%	-18.9%	-2.0%	12.5%	5.1%	13.3%	-2.0%	6.3%	0.6%
	うち小学生	-80.0%	-	-	0.0%	100.0%	-	0.0%	-	-100.0%	-100.0%	0.0%	0.0%	-33.3%
	うち中学生	-44.4%	-7.1%	20.0%	-50.0%	7.7%	-13.3%	-35.3%	60.0%	69.2%	58.3%	40.0%	10.0%	4.3%
	うち高校生	105.3%	-20.7%	27.8%	-20.0%	10.7%	-26.3%	16.1%	-6.7%	-4.8%	0.0%	-21.2%	4.8%	0.3%

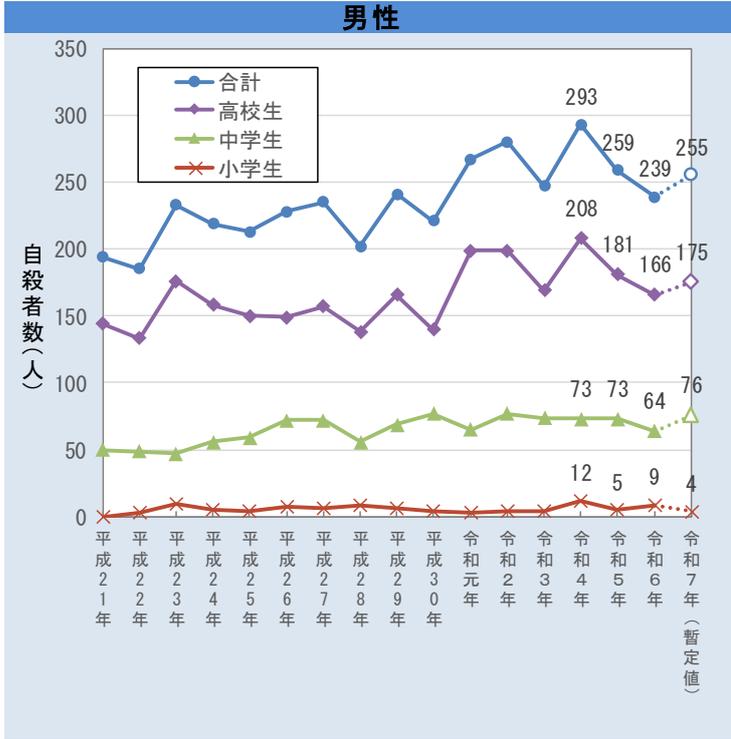
※令和6年は確定値、令和7年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

## 【令和7年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次推移（男女別）

令和8年1月29日現在

- 小中高生の自殺者数を男女別にみると、男性は3年ぶりに増加し、女性は3年ぶりに減少した。
- 前年に引き続き、女性が男性を上回った。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

## 【令和7年（暫定値）】小中高生の自殺者数月次推移（男女別）

令和8年1月29日現在

(単位:人)

年次	性別	小中高生計	月次推移												計
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
令和7年(暫定値)	男子計	50	36	35	33	47	43	48	45	62	51	48	34	532	
	女子計	19	18	16	12	20	18	26	28	31	25	27	15	255	
	小学生	31	18	19	21	27	25	22	17	31	26	21	19	277	
	男子	1	0	0	1	2	2	1	1	0	0	1	1	10	
	女子	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	4	
	中学生	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	6	
	男子	10	13	12	8	14	13	11	16	22	19	21	11	170	
	女子	4	7	4	3	3	7	8	9	11	5	9	6	76	
	高校生	6	6	8	5	11	6	3	7	11	14	12	5	94	
	男子	39	23	23	24	31	28	36	28	40	32	26	22	352	
女子	15	11	12	9	16	10	17	19	20	20	17	9	175		
男子	24	12	11	15	15	18	19	9	20	12	9	13	177		
女子	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529		
令和6年(確定値)	男子計	18	17	12	21	15	26	22	24	26	23	22	13	239	
	女子計	24	26	16	26	27	27	16	33	22	27	19	290		
	小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15	
	男子	2	0	0	0	1	0	1	0	2	1	1	1	9	
	女子	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	6	
	中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163	
	男子	6	6	3	6	2	7	9	7	6	5	5	2	64	
	女子	12	8	7	10	11	8	8	3	7	7	10	8	99	
	高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	42	32	33	21	351	
	男子	10	11	9	15	12	19	12	17	18	17	16	10	166	
女子	9	18	9	15	16	19	19	13	24	15	17	11	185		

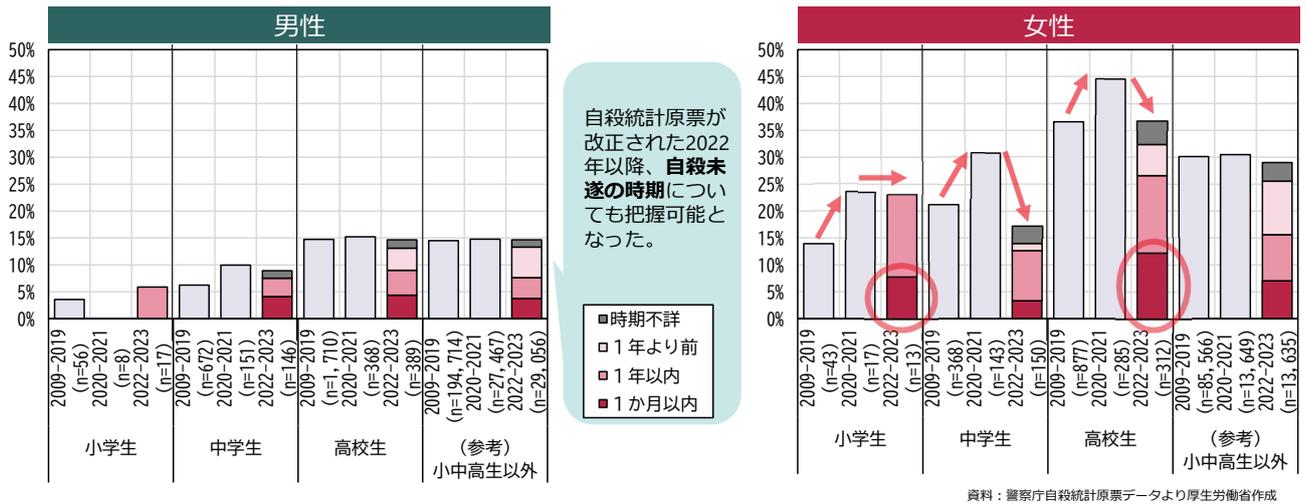
年次	性別	小中高生計	R7-R6 月次推移												計
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
R7-R6	男子計	8	-7	7	-14	5	-10	-1	5	3	6	-1	2	3	
	女子計	1	1	4	-9	5	-8	4	4	5	2	5	2	16	
	小学生	7	-8	3	-5	0	-2	-5	1	-2	4	-6	0	-13	
	男子	-4	0	0	0	1	2	0	1	-4	-1	0	0	-5	
	女子	-2	0	0	0	0	1	0	0	-2	-1	0	-1	-5	
	中学生	-2	0	0	0	1	1	0	1	-2	0	0	1	0	
	男子	-8	-1	2	-8	1	-2	-6	6	9	7	6	1	7	
	女子	-2	1	1	-3	1	0	-1	2	5	0	4	4	12	
	高校生	-6	-2	1	-5	0	-2	-5	4	4	7	2	-3	-5	
	男子	20	-6	5	-6	3	-10	5	-2	-2	0	-7	1	1	
女子	5	0	3	-6	4	-9	5	2	2	3	1	-1	9		
男子	15	-6	2	0	-1	-1	0	-4	-4	-3	-8	2	-8		

※令和6年は確定値、令和7年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

- 小中高生の自殺者急増前（2009～2019年）、自殺者急増期（2020～2021年）、自殺者急増後（2022～2023年）の各期間について、小中高生の自殺者に占める自殺未遂歴ありの割合の推移をみると、
  - 女性は、自殺者急増期に自殺未遂歴ありの割合が上昇している。
  - 女子小学生は、自殺者急増後も自殺未遂歴ありの割合が横ばいで推移している。
- 2022年以降では、小中高生は男女ともに自殺未遂があった時期が自殺の1年以内である場合が過半数を占め、特に女子小学生や女子高校生では、自殺から1か月以内に自殺未遂歴があった自殺者の割合が高い。

性別、期間別にみた小中高生の自殺者における自殺未遂歴ありの割合



都道府県別、小中高生別、性別の自殺者数（令和4年～令和6年の累計） 令和7年3月28日現在

都道府県 (住居地)	合計	小学生		中学生		高校生	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
		北海道	67	*	*	4	23
青森県	11	*	*	*	*	5	4
岩手県	8	*	*	*	*	*	5
宮城県	32	*	*	6	*	13	11
秋田県	10	*	*	*	*	5	*
山形県	9	*	*	*	*	3	5
福島県	20	*	*	*	6	8	5
茨城県	34	*	*	4	8	5	15
栃木県	30	*	*	*	5	14	9
群馬県	23	*	*	6	*	7	8
埼玉県	107	*	*	*	18	39	32
千葉県	89	*	*	10	13	28	35
東京都	200	3	3	25	37	67	65
神奈川県	96	*	*	10	14	40	30
新潟県	22	*	*	*	*	14	5
富山県	10	*	*	*	3	5	*
石川県	13	*	*	*	3	*	7
福井県	8	*	*	*	*	5	*
山梨県	11	*	*	*	*	3	5
長野県	26	*	*	4	*	12	10
岐阜県	23	*	*	*	4	11	6
静岡県	45	*	*	5	8	12	18
愛知県	105	*	*	18	13	37	34
三重県	23	*	*	3	*	12	5

都道府県 (住居地)	合計	小学生		中学生		高校生	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
		滋賀県	21	*	*	6	5
京都府	25	*	*	5	7	4	9
大阪府	92	*	*	16	12	34	29
兵庫県	81	*	*	14	15	28	22
奈良県	25	*	*	*	3	12	8
和歌山県	7	*	*	*	*	4	*
鳥取県	*	*	*	*	*	*	*
島根県	11	*	*	*	3	4	4
岡山県	20	*	*	*	5	9	4
広島県	36	*	*	6	6	10	13
山口県	10	*	*	*	*	4	4
徳島県	*	*	*	3	*	*	*
香川県	9	*	*	*	*	6	3
愛媛県	12	*	*	*	*	5	4
高知県	8	*	*	*	*	3	3
福岡県	79	*	*	18	12	21	24
佐賀県	7	*	*	*	*	*	*
長崎県	9	*	*	*	3	4	*
熊本県	17	*	*	3	3	7	4
大分県	9	*	*	*	*	6	*
宮崎県	16	*	*	3	*	8	*
鹿児島県	17	*	*	3	*	7	5
沖縄県	17	*	*	*	*	7	6

※ 自殺者数は生前の住居地に基づいて集計している。  
 ※ 各欄の数値が2人以下の場合、該当部分の数値を非公表としている。なお、3人以上の欄であっても、数値を表示することで他の非公表の数値が明らかになる場合、非公表とすることがある。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

# 第4次「自殺総合対策大綱」 (令和4年10月14日閣議決定)のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

## 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「**こども家庭庁**」と連携し、**子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備**。

## 2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化**。

## 3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォームづくり**の支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

## 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進**。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた**総合的な施策の更なる推進・強化**。

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携  
■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

# 第4次「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
  - ・自殺への影響について情報収集・分析
  - ・ICT活用を推進
  - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
  - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
  - ・こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
  - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)**
  - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、次頁以降

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

### 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年:18.5 ⇒ 令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
  - ・指定調査研究等法人(いのちを支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
  - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
  - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

# 第4次「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

## 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
  - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
  - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員員の配置・専任部署の設置の促進

## 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
  - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きるための包括的支援である」という認識の普及
  - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

## 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
  - ・相談機関等に集約される情報の活用等の検討
- **子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
  - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
  - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR: Child Death Review)の推進
  - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさに関する支援一体型の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

## 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- **ゲートキーパーの養成**
  - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- **自殺対策従事者への心のケア**
  - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- **家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

## 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
  - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

## 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等**
  - ・自殺の危険性の高い人を早期に見出し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
  - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

## 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT（インターネット・SNS等）活用**
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
  - ・自殺の誘引・勧誘等情報について必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
  - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- **性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
  - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- **報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
- **自殺対策に関する国際協力の推進**

# 第4次「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

## 8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- **医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化**
  - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
  - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- **家族等の身近な支援者に対する支援**
  - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

## 9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- **学校、職場等での事後対応の促進**
  - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- **遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等**
  - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- **遺児等への支援**
  - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

## 10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- **民間団体の相談事業に対する支援**
  - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

## 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- **学生・生徒への支援充実**
  - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
  - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
  - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
  - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- **SOSの出し方に関する教育の推進**
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
  - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- **子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実**
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- **知人等への支援**
  - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- **子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備**
  - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

## 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- **長時間労働の是正**
  - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
  - ・勤務間インターバル制度の導入促進
  - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
  - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
  - ・副業・兼業への対応
- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
- **ハラスメント防止対策**
  - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

## 13. 女性の自殺対策を更に推進する

- **妊産婦への支援の充実** (新設)
  - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業による支援を推進
- **コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援**
  - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
  - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
  - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- **困難な問題を抱える女性への支援**

# こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

令和5年6月2日  
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

## こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

## 自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

## 自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

## 電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

## 自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

## 遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

## こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

# こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

## リスクの早期発見

**1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握**や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、**全国の学校での実施を目指す**とともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



## 的確な対応

**多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」**を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の**全国への設置を目指す**



## 要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する**自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行う**ための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



**こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現**

都道府県知事 殿  
各 指定都市市長 殿  
都道府県議会・指定都市議会議長 殿  
都道府県・指定都市教育長 殿

こどもの自殺対策の推進のために

例年、長期休み明けとなるこの時期に、誠に忸怩たる思いではありますが、こどもの自殺が増加する傾向にあります。近年増加傾向にあった小中高生の自殺者数は、令和4年に514名となり、過去最多となっています。

こうした非常事態に対処するため、政府は、昨年10月に新たな自殺総合対策大綱を策定し、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることとしました。本年6月2日には、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。これらも踏まえ、今後も引き続き、関係省庁が連携して、こども・若者の自殺対策を推進してまいります。

こどもの自殺対策においては、地方自治体の果たす役割が非常に大きく、トップの皆様のリダーシップの下、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体でこどもたちを守る仕組みを構築することが重要になります。

政府としても、地方自治体や教育委員会への支援をしっかりと行っていく所存であり、来年度予算概算要求においても、様々な予算を要求しています。主なものを2点、ご紹介します。

1) 自殺リスクの高い児童生徒への対応といった観点で、都道府県及び指定都市が、多職種の専門家により構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市区町村を支援する際に活用いただける予算を大幅に拡充して計上しています。

2) 自殺リスクの早期発見の観点では、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するための予算を新たに計上しています。

是非、都道府県及び指定都市におかれましては、児童生徒の自殺リスクを早期に見出すと同時に、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を通じて、学校と地域が連携して、こどもの命を守るための取組を強化していただきますようお願いいたします。

また、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただければと考えています。そのため、今般、国において、「ゲートキーパー」に関するeラーニング教材を作成しました。

9月10日から9月16日までの1週間は自殺予防週間です。我々も受講する予定ですが、各自治体のトップの皆様にもぜひ受講していただき、全庁的な取組として地域の自殺対策を推進するため、関係部署等の職員の皆様にも受講を勧めさせていただきますようお願いいたします。

こどもが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをお願いいたします。

令和5年9月8日

厚生労働大臣

加藤勝信

文部科学大臣

永岡桂子

こども政策担当大臣

小倉将信

市区町村長 殿  
各 市区町村議会議長 殿  
市区町村教育長 殿

こどもの自殺対策の推進のために

例年、長期休み明けとなるこの時期に、誠に忸怩たる思いではありますが、こどもの自殺が増加する傾向にあります。近年増加傾向にあった小中高生の自殺者数は、令和4年に514名となり、過去最多を更新しています。

こうした非常事態に対処するため、政府は昨年10月に新たな自殺総合対策大綱を策定して、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることとしました。本年6月2日には、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。これらも踏まえ、今後も引き続き、関係省庁が連携して、こども・若者の自殺対策を推進してまいります。

こどもの自殺対策においては、地方自治体の果たす役割が非常に大きく、トップの皆様のリダーシップの下、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体でこどもたちを守る仕組みを構築することが重要になります。

政府としても、地方自治体や教育委員会への支援をしっかりと行っていく所存であり、来年度予算概算要求においても、様々な予算を要求しています。

例えば、自殺リスクの早期発見の観点では、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するための予算を新たに計上しています。また、自殺リスクの高い児童生

徒への対応といった観点では、都道府県及び指定都市が、多職種の専門家により構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市区町村を支援する際に活用いただける予算を大幅に拡充して計上しています。

是非、市区町村におかれましては、「心の健康観察」の導入などを推し進め、こどもの命を守るための取組を強化していただきますようお願いいたします。

また、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただければと考えています。そのため、今般、国において、「ゲートキーパー」に関するeラーニング教材を作成しました。

9月10日から9月16日までの1週間は自殺予防週間です。我々も受講する予定ですが、各自治体のトップの皆様にもぜひ受講していただき、全庁的な取組として地域の自殺対策を推進するため、関係部署等の職員の皆様にも受講を勧めさせていただきますようお願いいたします。

こどもが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをお願いいたします。

令和5年9月8日

厚生労働大臣

加藤勝信

文部科学大臣

永岡桂子

こども政策担当大臣

小倉将信

# 自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要 (令和7年6月11日公布)

## 改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、**近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている**。令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)**。**10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。**
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

## 改正の概要

- 1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)**
  - 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
  - こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記
- 2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加**
  - こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
  - 学校について、基本理念ののっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)
- 3. 基本的施策の拡充**
  - 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
  - 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
  - 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
  - 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
  - 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)
- 4. 協議会(第4章)**
  - 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定
- 5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)**
  - 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定
- 6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)**
  - こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

## こどもの自殺対策推進パッケージ

令和7年9月11日

令和8年1月更新

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- ✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月)や改正自殺対策基本法(令和7年6月公布)を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
  - ✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体に関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**運動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**
- ➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に**取り組むことにより、自殺対策が地域を問わず着実に行われるよう底上げを図る**

① 教育や普及啓発等	② リスクの早期発見・対応	③ 危機介入	④ 見守り・支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進</u> 《文部科学省》</li> <li>・ <u>地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援</u> 【33億円の内数】 《厚生労働省》</li> <li>・ 「心の健康」に関する指導の<u>着実な実施、啓発資料の周知</u> 《文部科学省》</li> <li>改 学校における精神保健に関する知識の向上 《文部科学省》</li> <li>・ 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】 《こども家庭庁》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進</u> 《文部科学省》</li> <li>・ <u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実</u> 【88億円】 《文部科学省》</li> <li>改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置 《文部科学省》</li> <li>改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.1億円】 《文部科学省》</li> <li>・ こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円 (R7補正)】 《こども家庭庁》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進</u> 【39億円の内数】 《厚生労働省》</li> <li>・ <u>地域ネットワーク構築によるこども支援</u>【7.7億円 (R7補正)】 《こども家庭庁》</li> <li>改 <u>法定協議会(※)の運営に係るガイドラインの作成</u> 《こども家庭庁》</li> </ul> <p>(※) 令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域ネットワーク構築によるこども支援</u>【7.7億円 (R7補正)】(再掲) 《こども家庭庁》</li> <li>・ <u>地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等</u>【33億円の内数】【21億円の内数 (R7補正)】 《厚生労働省》</li> <li>・ 年末年始等における孤独・孤立相談事業【3.9億円の内数 (R7補正)】 《内閣府》</li> <li>・ <u>教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備</u>【88億円の内数】 《文部科学省》</li> </ul>

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項  
 ※ 【】は令和8年度予算額及び令和7年度補正予算額

⑤ 要因分析・関係省庁の連携等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの自殺の実態解明及び分析に当たった課題把握【0.2億円】 《こども家庭庁》</li> <li>・ <u>自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化</u>【6.0億円】 《厚生労働省》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」(令和7年12月改訂)の周知 《文部科学省》</li> <li>・ <u>自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援</u>【33億円の内数】 《厚生労働省》</li> </ul>

# 自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞  
自殺死亡率を令和8年までに  
平成27年比で30%以上減少

【参考】平成27年:18.5 ⇒ 令和6年:16.3  
(目標)令和8年:13.0以下

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

## 令和8年度当初予算案41.3億円(令和7年度当初予算40.3億円)

【内訳】

1. 地域自殺対策強化交付金	32.8億円	(32.1億円)
2. 地域自殺対策推進センター運営事業費	1.0億円	(1.1億円)
3-1. 調査研究等業務交付金	6.0億円	(6.0億円)
3-2. 自殺対策事業委託費	0.6億円	(0.2億円)
3-3. その他(本省費)	0.8億円	(0.9億円)

### ※令和7年度補正予算

地域自殺対策強化交付金	21.0億円
-------------	--------

## 1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和8年度当初予算案：32.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等の実践的な自殺対策の取組を支援
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)を踏まえ、都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援

### 地域における自殺対策の強化 (令和7年度補正予算：21.0億円)

- 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

## 2. 地域自殺対策推進センターの運営の支援 (令和8年度当初予算案：1.0億円)

- 市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、地域自殺対策推進センターがその支援に必要な体制を整備し、市町村等に対する適切な助言や情報提供等を行うことを支援

## 3. 自殺対策に関する調査研究等の推進 (令和8年度当初予算案：7.5億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進等を含めた調査研究の充実を図るとともに、地域の自殺対策への取組支援等を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等において、全国的な普及啓発活動を実施
- 悩みや不安を抱えている人が相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいて、ナビダイヤルに加えてフリーダイヤルの利用も可能とする仕組みを追加
- 次期自殺対策大綱見直しのための意識調査を実施

対面・電話・SNS  
相談等の実施

こども・若者の  
自殺危機対応チーム  
事業の更なる推進

ゲートキーパーの  
養成・支援



## 拡充 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

社会・援護局総務課  
自殺対策推進室(内線2279)

令和8年度当初予算案 33億円(32億円) ※()内は前年度当初予算額  
※令和7年度補正予算額 21億円

### 1 事業の目的

- 自殺者総数については、令和6年は過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

### 2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

#### 【事業内容】

＜①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率：1/2,2/3,10/10＞

- 対面・電話・SNS相談等の実施
  - ・自殺予防関連の相談会の開催
  - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
  - ・各種相談員の養成
  - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
  - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
  - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進(拡充) 等

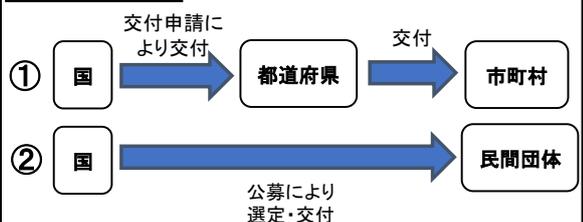
＜②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率：10/10＞

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援 等

### 3 実施主体等

- 実施主体：①都道府県・市町村  
(交付率：1/2,2/3,10/10)  
②民間団体  
(交付率：10/10)

#### 資金の流れ



令和8年度当初予算案 33億円の内数（32億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額  
※令和7年度補正予算額 21億円の内数

（33億円の内訳）  
自殺対策事業委託費 27百万円  
地域自殺対策強化交付金 33億円

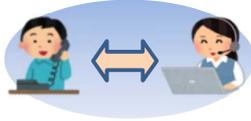
## 1 事業の目的

- 都道府県等が実施しているこころの健康電話相談等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 おこなおう まもろうよ こころ(ナビダイヤル)」は、平成20年9月10日から運用を行っている。
- 年間82万件（1日平均2千件）以上の総呼数（かかってきたコール数）があるが、自治体や一般の方からは通話料を無料とすることが要望されるとともに、接続完了率（つながったコール数の比率）の低さが課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、悩みや不安を抱えている人が少しでも相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルの利用も可能とするとともに、自治体における相談体制等の強化を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

<①こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入>

- 都道府県等が行う電話相談事業において、ナビダイヤルに加えてフリーダイヤルの利用も可能とする仕組みを追加する。  
※通年ではなく、期間を限定した実施を予定。



<②自治体における相談体制等の強化>

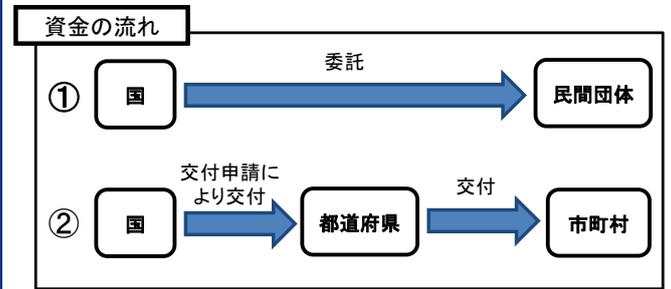
- 総呼数の増加も想定した各自治体の相談窓口における相談体制等の強化を行う。

【参考】地域における自殺対策の強化（令和7年度補正予算額：21億円）

- 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援 等

## 3 実施主体等

- 実施主体：①国からの委託  
：②都道府県・市町村（交付率：1/2）



令和8年度当初予算案 39億円の内数（38億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

（39億円の内訳）  
地域自殺対策強化交付金 33億円  
調査研究等業務交付金 6.0億円

## 1 事業の目的

- 令和6年（2024年）の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日とりまとめ）や「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応を行うために、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する（支援自治体数を拡充）。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】（事務局：地域自殺対策推進センター等）

- 支援対象者：以下のこども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関
  - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成：精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する
- 内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。
  - ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
  - ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
  - ③支援の終了：地域の関係機関への引継



- 都道府県・指定都市への取組支援：  
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。

## 3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

# 「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」の状況

<地域自殺対策強化交付金による実施状況>

【令和5年度】令和5年度当初予算

支援自治体数：4自治体（令和5年度交付額確定ベース）

⇒ 長野県、福井県、大阪府、静岡市

【令和6年度】令和6年度当初予算、令和5年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：16自治体（令和6年度交付決定ベース）

⇒ （上記4自治体に加え）

青森県、宮城県、埼玉県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、大分県、札幌市、名古屋市、北九州市

【令和7年度】令和6年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：24自治体（令和7年度交付決定ベース）

⇒ （上記16自治体に加え）

福島県、静岡県、熊本県、沖縄県、浜松市、大阪市、堺市、熊本市

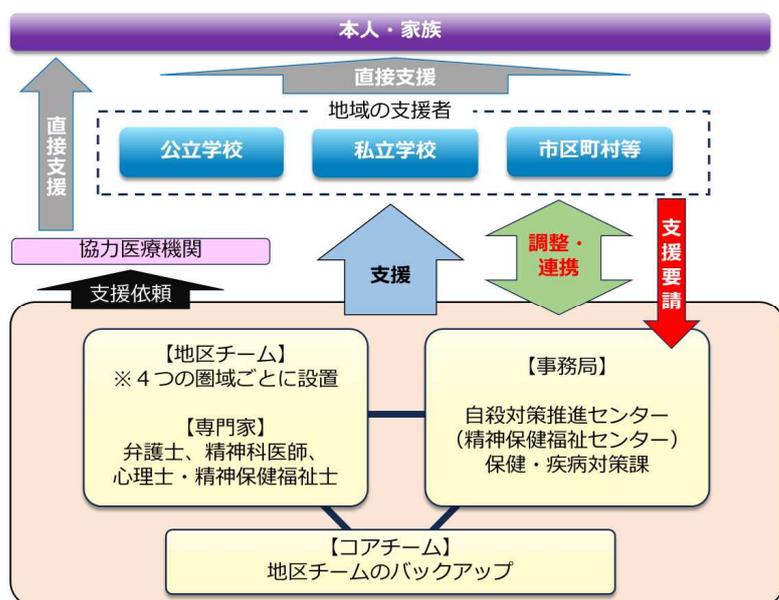
## 長野県子どもの自殺危機対応チームの取組

事例紹介

こどもの自殺対策においては地方公共団体の果たす役割が非常に大きく、学校や教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要になる。

### 【支援の流れ】

チームは、全県1つの「コアチーム」と、4つの圏域ごとに設置された「地区チーム」に分かれている。コアチームは主に地区チームのバックアップや事例分析、地区チームは支援要請のあったケースの地域支援機関に対する支援を担っている。



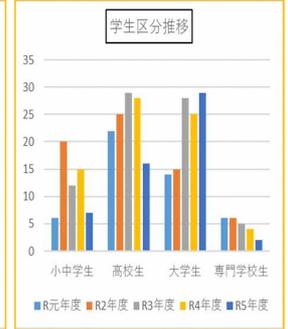
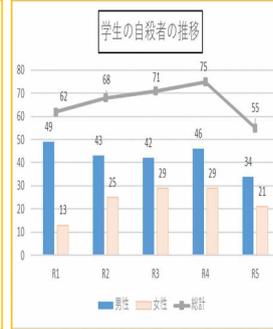
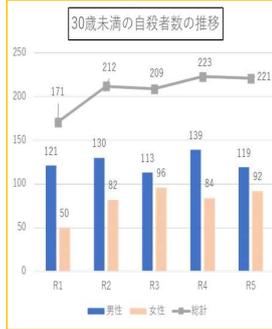
### 【チームによる支援の主な流れ】

- ①地域の支援機関等からの支援要請を受け、チーム事務局において、地域の支援機関等に聞き取りを実施。
- ②支援機関等から聞き取った内容を基に、チーム事務局において地区チームのメンバーを選任。地区チームの支援検討会議において支援方針を検討し、同方針に基づき地域の支援機関等を支援。支援方針の検討に当たっては、必要に応じてコアチームに助言等を依頼。また、支援検討会議において医療機関の受診等が必要と判断した場合、チーム事務局から協力医療機関に対し支援を依頼するとともに、必要に応じて他の関係機関にも協力を要請し、連携支援を実施。
- ③地域の支援機関等により、支援対象の子どもや家族を支援。
- ④支援状況等は地区チーム内で共有し、更なる支援が必要な場合は支援方針を検討し地域の支援機関等を支援。また、コアチーム会議により支援ケースの検証を行い、地区チームにフィードバックする。

# 他の自治体におけるこども・若者の自殺危機対応チーム事業の取組例

## 経過

H30年以降、30歳未満の若年層の自殺者数が増加し高止まりの状況。また、自殺未遂者相談支援事業の対象者はR3年度から高校生、大学生等の若年層で高止まりの状況である。  
R4年10月14日閣議決定された、新たな「自殺総合対策大綱」においても、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」が取り組むべき施策に位置付けられており、若年層への自殺対策は喫緊の課題であるため、国のモデル事業に応募し、令和5年度より事業開始。



## 目的

自殺者数が増加傾向にある若年層に対する自殺予防の一環として、自殺未遂歴や自傷行為等のあるハイリスクな若者の支援を強化することで、自殺者数の減少をめざす。

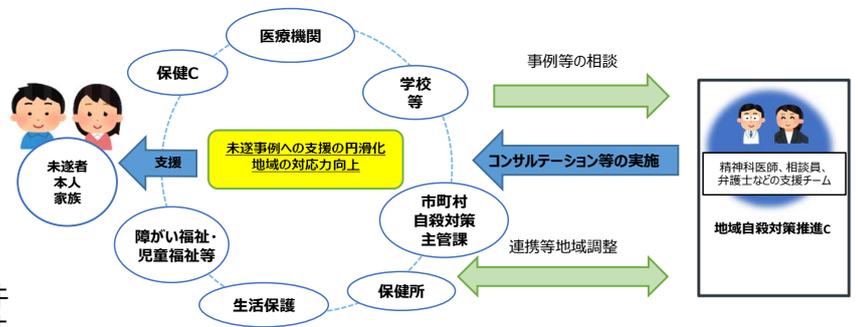
## 事業概要・実績

### 【事業概要】

若者の自殺未遂支援事例について、保健所や市町村、教育機関等、地域の関係機関のみでは対応に苦慮する事例のうち、特に近年自殺未遂者の増加が顕著な高校生・大学生等の支援者を対象に、精神科医師や弁護士等、多職種の専門家がチームとなり、関わり方等についてコンサルテーション実施するとともに、地域における対応力を向上をめざす。

### 【支援実績】 (R6.10月末現在)

R5年度：相談2件 うち支援実施1件  
R6年度：相談8件 うち支援実施7件



# 他の自治体におけるこども・若者の自殺危機対応チーム事業による取組例 (支援実績)

## 1. 対象者の属性

### 【所属】

中学生	1
高校生	4
大学生	1
有職者	1

### 【依頼元】

保健所	1
市町村	1
高等学校	4
大学	1

### 【性別】

男性	1
女性	6

### 【年齢】

0~19才	6
20~29才	1

## 2. 参加者の属性

### 【所属】

保健所	3
市町村	8
教育機関	77
児童相談所	4

### 【職種】

相談員	11
保健師	1
心理職	4
教員	74
その他	4

## 3. 助言内容

### 【助言者】

精神科医	7
------	---

### 【助言内容】

医療受診	3
症状の理解	6
本人への支援について	2
学校の対応について	8
家族への支援について	1
今後の支援について	1

※ R6年度4月~10月の支援実績

自殺未遂に至る背景

- ▶ 過去に自殺企図歴があり、漠然とした希死念慮があった。
- ▶ コミュニケーションが苦手な学校生活になじめていなかった。
- ▶ 不快感情があり、ストレス対処法が自傷行為になっていた。
- ▶ 背景に被虐待歴等があり、家庭や学校にも安心した居場所がなかった。
- ▶ 精神疾患や軽度知的障がい疑われるものの適切な相談や治療につながっていなかった。

効果

- ▶ 精神科医からの助言を受ける機会の少ない支援者に、医療者の視点で見立てや対応への助言を行うことにより、症状の理解や本人理解が進んだ。
- ▶ 外部の専門家からの助言により、新たな視点でこれまでの支援について振り返ることができ、本人を取り巻く環境などについても幅広く整理が進んだ。
- ▶ 先の見通しが立つことで、支援者の不安が軽減するとともに、これまで行ってきた支援の良い点について正しく評価されることで、自信をもって関わられるようになった。
- ▶ 教職員の間で未遂をする生徒、学生への支援についての意識がさらに高まり、専門家を交えた校内勉強会の開催につながった。
- ▶ 本人を取り巻く支援機関で支援の方向性を共有して役割分担を行うことで顔の見える関係を構築するきっかけとなった。

課題と方向性

- ▶ 助言直後の参加者アンケートで、専門家からの助言が有効であったことはわかったが、その後の支援に実際に有効であったかを評価するため、実施3か月後にも参加者アンケートによる効果測定を行い、課題を集約する予定。
- ▶ 学校や地域の支援機関で対応に苦慮する事例に対して、本事業が有効であることが一定わかったことから、そのような事例がある学校や地域の支援機関での活用を促進するため、関係機関にさらなる周知を行う必要がある。

※ R6年度4月～10月の支援実績

拡充

自殺対策に関する調査研究等の推進

社会・援護局総務課  
自殺対策推進室（内線4261）

令和8年度当初予算案 6.0億円（6.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺対策基本法（議法）の改正施行（施行は令和7年12月又は令和8年4月）に伴い、指定法人の取組内容の拡充等を図る。
- また、指定法人における、自殺総合対策の効果的な実施に資する調査研究等の推進を目的として、引き続き、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進を図るため、調査研究や試行的な実施等を行った上で、仕組みの実装を進めていく。

2 事業の概要・スキーム

【自殺対策基本法の改正施行に伴う普及啓発等】

- 以下のような自殺対策基本法の改正事項等に係る、指定調査研究等法人の取組内容の拡充等を図る。
  - ・ 自殺対策における情報通信技術、人工知能等関連技術等の適切な活用（第2条第6項関係）
  - ・ 精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保（第18条関係）
  - ・ 自殺未遂者等への継続的な支援（第20条関係）
  - ・ 自殺者の親族等への生活上の不安等の緩和も含めた総合的な支援（第21条関係）
  - ・ その他、自殺対策の推進に向けた自治体への普及啓発等の実施

【多様なデータ等を活用した自殺対策の推進】

- 各種情報を活用した予測モデルを検討するための調査研究、それらを踏まえた自治体における自殺対策の取組の試行、その後の仕組みの実装・改良といったプロセスを踏む必要があることから、令和6年度から3年程度の期間を見据えた取組が必要である。
- これまでの事業成果（各種情報を活用した地域における自殺の特徴の分析、分析結果を踏まえた自殺リスクの予測の実施等）を踏まえ、令和8年度当初予算案においては、引き続き、各種情報を活用した地域における自殺対策の取組の提案の試行的な実施、自殺リスクの予測の実装に向けた検討を進める。

3 実施主体等

- 実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

施策名: 地域における自殺対策の強化

令和7年度補正予算額 21億円

① 施策の目的

- 令和6年の自殺者総数は過去2番目に少ない20,320人となったが、自殺者総数は依然として高い水準で推移している。また、令和6年の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このような深刻な状況の中で、孤独・孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されており、電話やSNS等を活用した相談事業における総呼数(かかってきたコール数)の高止まりや接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- 自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためにも、相談体制の更なる強化等が必要である。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

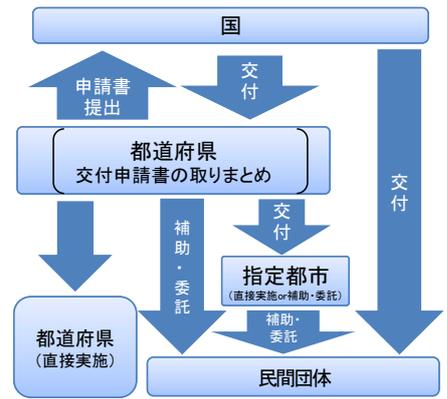
③ 施策の概要

- I 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 都道府県・指定都市が行う電話・SNS等を活用した相談体制の強化
  - 地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
  - 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
  - 相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援
- II 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体: 都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率: 1/2(都道府県・指定都市)、10/10(民間団体)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

## ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは…

悩んでいる人に**気づき**、**声をかけ**、**話を聞いて**、**必要な支援につなげ**、**見守る**人のことです。

**気づき・声かけ**

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

**傾聴**

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

**つなぎ**

早めに専門家に相談するように促す

**見守り**

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

<普及促進に向けた主な取組>

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置  
※ 「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。  
※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省 X (旧 Twitter) での呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知  
※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



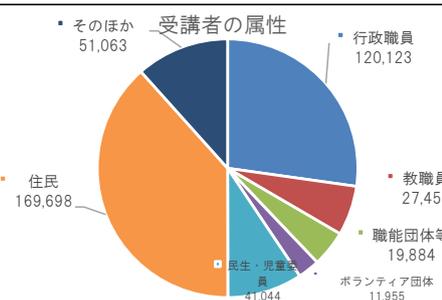
自殺総合対策大綱において、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目標としている。

> 令和3年度自殺対策に関する意識調査(厚生労働省自殺対策推進室)における認知度は12.3%

<各自治体における研修の実施状況>

● 令和5年度 約34.9万人

※各自治体からの報告を集計。  
※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。



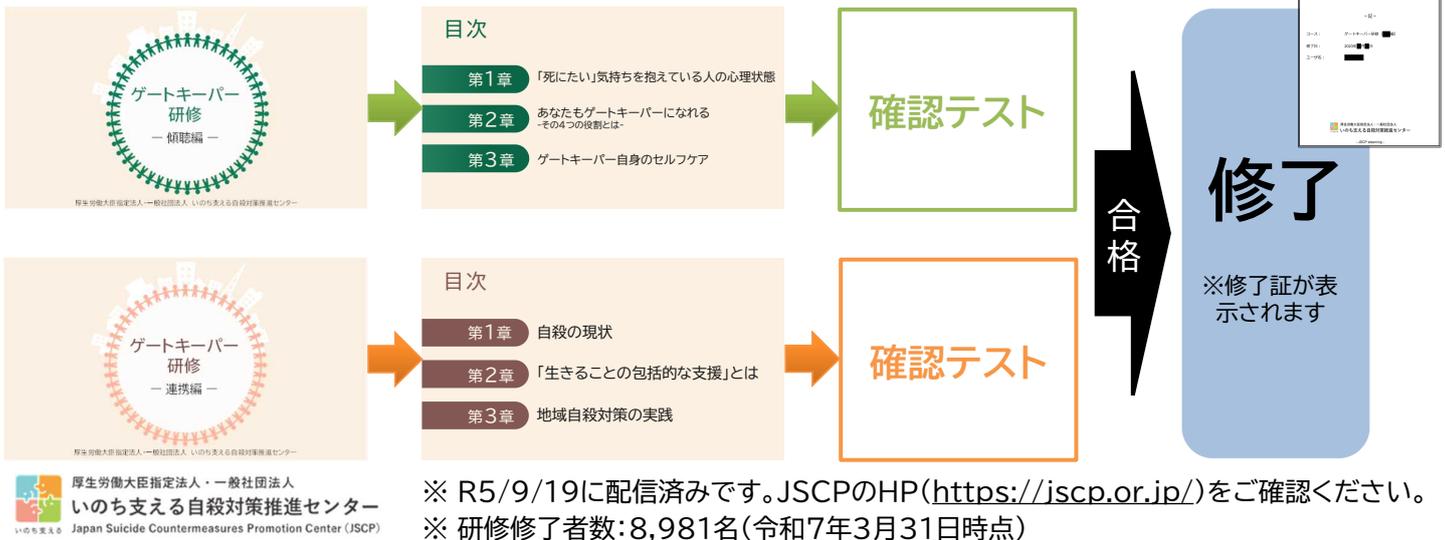
※数値は対象にしている都道府県と市町村の合計  
※自治体として把握している受講者数と、行政職員等、受講者数の総計は、自治体により把握状況が異なるため、一致しない。

【出典】いのちを支える自殺対策推進センター (JSCP) 令和6年度(令和5年度事業実施分)自殺対策推進状況調査

# JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するeラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。

## 【受講の流れ】



## 自殺報道への対応(WHO自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の要請)

著名人の自殺報道やその他の自殺について、その手段や場所等を詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道を要請している。(令和2年以降28回実施)

### 自殺報道ガイドライン(WHO) <WHO『自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2023年版』より>

#### ○自殺関連報道として「してはいけないこと」

- ・報道を漫然と繰り返したりしないこと
- ・自殺の手段を描写しないこと
- ・場所に関する名称や詳細な情報を伝えないこと
- ・センセーショナルに扱ったり、美化したり、よくある普通のこととして扱ったり、問題を解決する有効な方法のように紹介したりする言葉やコンテンツは使用しないこと
- ・自殺の原因を単純化したり、一つの要因に決めつけたりしないこと
- ・写真、ビデオ映像、デジタルメディアやソーシャルメディアへのリンクを使用しないこと
- ・遺書の詳細を報じないこと

#### ○自殺関連報道として「すべきこと」

- ・自殺を考えたり自殺の危機が高まったりしたときに、どこに、どのようにして助けを求めればよいか、正しい情報を提供すること
- ・自殺や自殺予防に関して、正確な情報に基づいた事実を周知すること
- ・生活の中でストレスを抱えたり、自殺を考えたりしたときの対処法や助けを求めることの大切さについて報道すること
- ・著名人の自殺を報じる際には、特に注意を払うこと
- ・家族や友人などを自殺で亡くした方、自殺を考えたことがある方や自殺未遂をしたことがある方に取材をする際には、慎重に行うこと

## 厚生労働省による報道機関への要請

<p>厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare</p> <p>厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 厚生労働省</p> <p>令和4年5月11日</p> <p>メディア関係者各位</p> <p>著名人の自殺及びその手段や場所等の詳細に触れる報道は、報じ方によっては「子どもや若者、自殺念慮を抱えている人の自殺を誘発する可能性」があります。『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道をお願いします。</p> <p>タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道がなされています。また、一部のメディアではその手段も報じられています。著名人の自殺に関する報道や、その手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねません。</p> <p>メディア関係者各位におかれましては、今一度、そのリスクについてご留意いただき、WHO「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年版」(いわゆる「自殺報道ガイドライン」)を踏まえた報道を、お願いします。</p> <p>《センセーショナルな自殺報道によるリスク》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺リスクの高い人はメディアの自殺報道の後に模倣自殺を起こしてしまう危険性があること。</li> <li>・有名人の自殺や、自らと重ね合わせやすい人(自身と同じ境遇の人など)の自殺は、その危険性が極めて高くなること。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い現状においては、さらに自殺報道の影響が大きくなること懸念されること。</li> </ul>	<p>厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare</p> <p>厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 厚生労働省</p> <p>令和4年5月11日</p> <p>再度の注意喚起</p> <p>メディア関係者各位</p> <p>5月11日に逝去された著名人の報道に関して『自殺報道ガイドライン』に反する報道・放送が散見されることを踏まえ、再度、自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます。</p> <p>タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道・放送が行われていることを踏まえて、本日午前中に、『自殺報道ガイドライン』に即した放送・報道をしていただくよう、依頼文を送らせていただきました。</p> <p>しかしながら、一部のメディアにおいて、『自殺報道ガイドライン』に反する、以下のような報道・放送が行われているため、あらためて自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます。</p> <p>以下のような放送・報道は、自殺リスクを高めかねません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自殺の「手段」を報じる</li> <li>● 自殺で亡くなった方の自宅前等から中継を行う</li> <li>● 自殺で亡くなった場所(自宅)の写真や動画を掲載する</li> <li>● 街頭インタビューで、市民のリアクションを伝える</li> </ul>
--	---

# 令和7年度 自殺対策強化月間における広報の取組

- 全国でポスターや動画等を活用し幅広く、「SNSや電話の相談窓口（まもろうよ ころ（※））」の周知や「ゲートキーパー（※2）」の理解・普及を促進。
- 特に、自殺者数の多い中高年層を中心として全体的に相談を呼びかけ。

## 【広報ポスター・動画広告等】

### ポスター

▶ 中高年男性を主なターゲットとして相談を呼びかけ



※全国の自治体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等での掲示やSNSでの呼びかけ

### 動画広告

▶ YouTube、Yahoo! 等でのスキップができない6秒間/15秒間の短時間動画を配信



## 【政府広報】

### インターネットバナー広告

▶ Yahoo!ニュース等にゲートキーパーに関するバナーを掲出  
→ クリックすると政府広報オンライン「あなたもゲートキーパーに！大切な人の悩みに気づく、支える」政府広報オンライン」に誘導



※1 厚生労働省ウェブサイト「まもろうよ ころ」  
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



※2 ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと

## 【その他の広報】

### 検索連動広告、SNS投稿

▶ Google、Yahoo!、Xで自殺に関連する言葉を検索した方に相談窓口を表示



▶ 自殺対策強化月間に向けて、SNS等の広報媒体を活用し、相談窓口及びゲートキーパー等について投稿

### 47NEWSタイアップ記事

▶ Web サイト「47NEWS」に相談窓口を知ってもらうことを目的とした記事を掲載



### ファミリーマートPOSレジ広告

▶ 全国約1.6万店舗の「ファミリーマート」において、POSレジ画面への広告を実施



## X、Facebook、Instagram等のSNS広告

▶ X・Facebook・Instagram等において、ポスターや動画を配信



## 【鉄道事業者との連携】

### JR東日本電車内デジタルサイネージ

▶ 【放映期間】 3/16(月)~3/22(日)  
【放映線区】 首都圏主要線区  
【15秒動画】 ※音声なし

### JR西日本電車内デジタルサイネージ

▶ 【放映期間】 3月  
【放映線区】 近畿圏主要線区  
【15秒動画】 ※音声なし



※イメージ

## 厚生労働省ホームページ「まもろうよ ころ」

- ・電話やSNSによる相談窓口等の情報をわかりやすくまとめたWebサイト。
- ・ころを落ち着けるためのWebサイトやゲートキーパーに関する情報等も掲載している。
- ・広報ポスター、広報動画、政府広報、X(旧Twitter)、インターネット広告等を通じて広く周知を図っている。

### 電話で話したい

- いのちSOS (特定非営利活動法人 自殺対策支援センター・ライフリンク)
- よりよいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)
- いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)
- このころ健康相談統一ダイヤル
- チャイルドライン (特定非営利活動法人 (NPO法人) チャイルドライン支援センター)
- 24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)
- 子どもの人権110番 (法務省)

### SNSで話したい

- 特定非営利活動法人 自殺対策支援センター・ライフリンク
- 特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・スクエア
- 特定非営利活動法人 あなたのいばしょ
- 特定非営利活動法人 BONDプロジェクト
- 特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター

ころを落ち着けるためのWebサイト

心を落ち着かせたい時、相談窓口が混み合っている時に試してみませんか

あなたの心も落ち着いたり、大丈夫なら、相談窓口以外の方法も試してみませんか？  
また、相談窓口が混み合っている時など、窓口につながらずまで前に試してみませんか？  
少しは役立つかもしれません。

ご利用ください  
(特定非営利活動法人 自殺対策支援センター・ライフリンク)

このころオンライン事務局  
(一般社団法人 いのちを支える自殺対策推進センター)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

詳しくは

# 支援情報検索サイトについて



悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索することができるサイトです。

①支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

②知りたい情報を選びます。



③都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。

※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。



イラスト：細川貂々